

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 7 年 4 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和7年4月24日(木) 午後2時00分から4時29分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、玉神学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会4月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会3月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。				
	— 各委員、特に意見なし —				
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。				
	— 各委員、了承 —				
	宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の関根委員に願います。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が17件、審議事項が4件の合計21件である。				
	なお、本日の教委報告第31号から第36号及び教委議案第21号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいかわう。				
	— 各委員、了承 —				
	宮尾教育長： 本日の教委報告第31号から第36号及び教委議案第21号については、「非公開」審議とする。				
	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				
5 報告事項(公開案件)					

(1) 教委報告第18号「教育長の決裁処分の報告について」	宮尾教育長： 教委報告第18号「教育長の決裁処分の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長： (教委報告第18号1～4の説明) 赤塚生涯学習課長： (教委報告第18号5～9の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： テレビで、戦争体験を語る会の方が、聞き手側が怖がったり、悲惨な話を聞きたくないという考えで聞き手が少なくなっているとおっしゃっていた。 また、小学校で被爆体験を語った方が、保護者から子供がトラウマになったらどうするのか、といった苦情を言われ、体験を語ることを辞めたとおっしゃっていた。 こういったことについて、聞きたくない、避けて通りたいという風潮が高まってしまうことは良くない。 ぜひ続けていただきたい。 黒川委員： キッズ☆タウン in 鴻巣北本について、14種類の職業体験を開催するとされているが、どのような職業か。 赤塚生涯学習課長： 14コース13業種で、ミュージカル俳優、消防士、医療系職業、声優、ネイリスト、占い師、3Dプリンター、ダンサー、パティシエ、キャンドルアーティスト、イラストレーター、マジシャン、フラワーアレンジメントとなっている。 久保田委員： 平和啓発事業の語り手をしていただいている方々は継続して続けられる体制か。 高齢化により今後も続けていただけるか心配している。 とても大切な活動であるため、継続していただきたい。 また、小学校球技大会については、コロナ禍も過ぎて数年経っているため、出来れば無観客の中ではなく、歓声の中で子供達にプレーしていただきたい。 笹原学校教育課長： 朗読ボランティアの方からは、今後の継承について課題があると聞いている。 ただ、現時点では1、2年で続けられなくなってしまうということではなく、繋いでいきたいと仰っていた。 また、小学校球技大会については、事務局でも検討しているが、交通誘導等の人手の問題等があるため、引き続き検討させていただきます。 久保田委員： 保護者観覧のもとで、子供達が盛り上がり楽しんで競技出
--------------------------------------	--

来れば良いと思う。

森田 委員： ピアノコンペティションについて、文化センターが会場となっているが、文化センターの改修の時期に重なる可能性があるが、代替地等はあるか。

笹原学校教育課長： 現時点では、主催者側は具体的な案を持っていない。
市内で開催したいという考えを持っている。

森田 委員： 文化振興のコンペティションは、1年、2年間開催が無くなってしまうと、3年後に参加者が激減することがある。
極力継続していくことが、望ましい。

関根 委員： 平和啓発事業については、ぜひ継続していただきたい。
児童だけでなく、保護者の方も参加していただきたいが、保護者が参加出来る時間か。

笹原学校教育課長： 各学校でそれぞれ決まっているが、大体5時間目の時間帯が多いと聞いている。

関根 委員： 少林寺拳法の大会については、県民総合スポーツ大会の一環であるが、本市でも多くの競技人口があるのか。

宮尾教育長： 部活動には少林寺拳法はなく、習い事でやっている児童・生徒はいると思う。
体育センターの指定管理者が部活動の地域移行の一環で、試験的に卓球教室と少林寺拳法を行っている。

坂口教育部長： 市内にいくつかの少林寺拳法の道場があるので、そこに通う子供達がこの大会に出場するのではないかな。

北條 委員： 太鼓祭のようなイベントについては、積極的にやっていただき、出来れば子供の入場料はもう少し安くしてもらい子供達に良い体験をしてもらいたい。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第18号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

(2) 教委報告第19号「令和7年第1回北本市議会定例会一般質問答弁について」	宮尾教育長： 本件は、了承とする。
	宮尾教育長： 教委報告第19号「令和7年第1回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。
	坂口教育部長： (教委報告第19号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	黒川委員： 主権者教育について、大変大事な事だと考える。 子供達にも地域の事を考える市民であって欲しいと思う。 生徒会の選挙等でも選挙の仕組みを学ぶと思うが、ぜひとも主権者教育を充実させて欲しいと思う。
	黒川委員： また、アスポート授業の一環として、北本教室というものをやっていたが、現在も続いているか。
	坂口教育部長： 福祉部の事業ではあるが、スクールソーシャルワーカーも連携して動いている。 今は、公民館等を使いながら続いている。
	黒川委員： 小一の壁ということが言われているが、本市でも朝に児童を預かって欲しいといった要望は上がっているか。
	坂口教育部長： もしかしたら学校には話があるのかもしれないが、市の教育委員会には、そのような話は上がっていない。
	北條委員： 学校の人材が確保できないといった課題が挙がっているが、今後より一層課題が増えてくる。 早めに動きだして、試行錯誤しながらでも課題解決を進めていって欲しい。
	坂口教育部長： これまでやってきたやり方では解決が難しい時代に入っていると感じている。 現在は、そういった課題を抽出して解決していくようなチームは組織されていないが、必要になってくると考える。 他の部局とも連携して情報共有を図ってまいりたい。
	北條委員： 地域とも連携しながらやっていかなければならない。 柔軟なやり方で進めていっていただきたい。
	久保田委員： 学校給食費の無償化について、以前、牛乳1本を無料にするために多くの金額がかかり、難しいという話があった。 今回、学校給食費無償化をするにあたって、物価高騰対応重

	点支援地方創生臨時交付金等を活用して実施したということだが、財源としてはこの交付金等があったから出来たということか。 坂口教育部長： 現状としては、この交付金があったから実施出来た。 この交付金が無ければ、学校給食費の無償化は難しかった。 加えて今回、小学校まで無償化出来たのは、国が来年度以降、学校給食費の無償化を行うという方針を立てたという報道があり、来年度以降の様々な見込が立ったという部分もある。 更に、市のふるさと納税が好調であり、子供達のためにふるさと納税をしていただいた枠を活用出来たということがある。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第19号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(3) 教委報告第20号「令和7年度北本市立学校の適正化対象校の調査について」	宮尾教育長： 教委報告第20号「令和7年度北本市立学校の適正化対象校の調査について」について、教育総務課より説明をお願いする。 藤原教育総務課長： (教委報告第20号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 宮尾教育長： 総合教育会議で話があったとおり、今後、北本市立学校の適正規模等に関する基本方針については見直しを行う予定。 関根委員： 3年生以上の学級でも35人になるのか。 藤原教育総務課長： 今後、基本方針の見直しを行い35人に変更を行う予定。 黒川委員： 東京でも中学校で入学一年生が20人しかいなかったという報道があった。 東京では私立に通う子供が多く、加えて学校選択により施設改修等で設備が良くなった学校に生徒が行くことで、生徒数が増えることがあるようである。

基本方針を見直す機会があるということで、しっかりと考えなければいけない。

宮尾教育長： 地元の学校に通いたいが、好きな部活動が出来ないということが無いように、拠点校部活動という制度が使える、近隣自治体に先駆けて、拠点校部活動の要綱を整備したところである。

今年からソフトボールについて、拠点校部活動の運用を開始し、バレーボールについてもやれないかという相談が来ている。

一方で、拠点校部活動により生徒が他校での活動に参加すると、小規模校ではその学校での部活動が成り立たなくなるという課題がある。

今後こういった形がいいのか、検討していく。

森田委員： 小学校入学前に土地を探して、入学させたい学校がある保護者が多くいると思う。

更に学校規模に関するアンケートでは、一学年複数の学級が望ましいと考える保護者が7、8割いたと記憶している。

もし統廃合の対象となるのであれば、出来る限り早い段階で情報提供することが望ましい。

栄小学校が閉校になり、栄市民活動交流センターとなるが、閉校となった学校がどうなるか、といったことも含めて早めに検討したほうが良い。

坂口教育部長： おっしゃるとおりである。

栄小学校の閉校の時には、短い間隔で閉校になったため、お叱りをいただいた。

そのため、万が一閉校となる場合は、可能な限り早めに広報する心積もりである。

また、閉校になった学校跡地については、基本的に他の公共施設を集約して、市民活動交流センターとする方針であるため、これに沿って進めることとなる。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第20号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(4) 教委報告第21号「令和7年度児童生徒数及び学級数について」	宮尾教育長： 教委報告第21号「令和7年度児童生徒数及び学級数について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委報告第21号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第21号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(5) 教委報告第22号「令和6年度各小・中学校第3学期状況報告について」	宮尾教育長： 教委報告第22号「令和6年度各小・中学校第3学期状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。 玉神学校教育課副課長： (教委報告第22号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 児童・生徒がたくさんので展覧会や美術展等で表彰を受けており素晴らしい。 展覧会等に出品する際には、先生方の手間等がかかり大変だとは思いますが、子供達が様々な側面から評価される機会となるため、ぜひ頑張っていていただきたい。 宮尾教育長： 小中学校の県の美術展や郷土を描く美術展は全校で行っている。 薬物乱用防止のポスターも全校で行っている。 ものすごく多くの依頼があるために、全て扱うことは出来ないが、様々な取り組んでいる。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第22号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(6) 教委報告第23号「令和6年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」	宮尾教育長： 教委報告第23号「令和6年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。 玉神学校教育課副課長： (教委報告第23号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第23号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(7) 教委報告第26号「北本さくらウォーク2025の実施報告について」	宮尾教育長： 教委報告第26号「北本さくらウォーク2025の実施報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第26号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第26号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(8) 教委報告第27号「第9回きたもとピアノフェスティバル実績報告について」	宮尾教育長： 教委報告第27号「第9回きたもとピアノフェスティバル実績報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第27号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第27号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —

	宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(9) 教委報告第28号「開発に伴う遺跡の発掘調査について」	宮尾教育長： 教委報告第28号「開発に伴う遺跡の発掘調査について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委報告第28号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第28号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(10) 教委報告第29号「デーノタメ遺跡に関する調査について」	宮尾教育長： 教委報告第29号「デーノタメ遺跡に関する調査について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委報告第29号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 久保田委員： 今回実施したデーノタメ遺跡の内容確認調査については、国の指定を受けた指定範囲外であるとのことだが、今後の調査により、更に指定された範囲が広がる可能性があるのか。 大平文化財保護課長： 今回の調査範囲については、以前から史跡範囲に追加となることが予想されていた。 遺跡の北側については、追加で調査すること自体が難しいが、遺跡の広がりの確認できれば、今後、史跡の範囲が拡大する可能性はあると考える。 磯野教育部参事： 今回の調査範囲については、埋蔵文化財包蔵地としての「デーノタメ遺跡」の範囲に含まれているが、住宅があるエリアのためこれまで調査が出来ず、最初の史跡指定の範囲からは除いていた。 今回、調査の御協力をいただいたため、調査したところ、更に遺跡の範囲が伸びていることが確認できた。 事情が許せば、追加指定のエリアになると考えられる。 森田委員： 今回は私有地ということで、難しいと考えるが、出来れば小

	学生等の若い人を連れて行き、実際に発掘現場を見てもらえるようにしてもらいたい。 市役所庁舎を建て替えた時に、遺跡が出てきて学校で現地の見学をしたことがある。 子供達にとって、大事な経験になると思うので、ぜひ取り入れていただきたい。 宮尾教育長：他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長：教委報告第29号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長：本件は、了承とする。
(11) 教委報告第30号「高尾カタクリ自生地及び東光寺板石塔婆収蔵庫の公開について」	宮尾教育長：教委報告第30号「高尾カタクリ自生地及び東光寺板石塔婆収蔵庫の公開について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長：（教委報告第30号の説明） 宮尾教育長：本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長：教委報告第30号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長：本件は、了承とする。
6 審議事項(公開案件)	
(12) 教委議案第19号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」	宮尾教育長：審議事項に入る。 宮尾教育長：教委議案第19号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長：（教委議案第19号の説明） 宮尾教育長：本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —

	宮尾教育長： 教委議案第19号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(13) 教委議案第20号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」	宮尾教育長： 教委議案第20号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。 佐原学校教育課長： (教委議案第20号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第20号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
7 報告事項(非公開案件)	宮尾教育長： 非公開案件の報告事項に入る。
(14) 教委報告第31号「北本市図書館協議会委員の任命について」	宮尾教育長： 教委報告第31号「北本市図書館協議会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第31号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第31号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(15) 教委報告第32号「北本市社会教育委員の任命について」	宮尾教育長： 教委報告第32号「北本市社会教育委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第32号の説明)

(16) 教委報告第33号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の任命について」	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第32号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 教委報告第33号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第33号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第33号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(17) 教委報告第34号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」	宮尾教育長： 教委報告第34号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第34号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第34号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(18) 教委報告第35号「北本市人権教育推進委員会	宮尾教育長： 教委報告第35号「北本市人権教育推進委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第35号の説明)

委員の任命について」	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第35号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(19) 教委報告第36号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」	宮尾教育長： 教委報告第36号「北本市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第36号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第36号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
8 審議事項(非公開案件)	宮尾教育長： 非公開案件の審議事項に入る。
(20) 教委議案第21号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」	宮尾教育長： 教委議案第21号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委議案第21号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第21号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(21) 教委議案第2	宮尾教育長： 教委議案22号「令和7年度「学校運営協議会」委員の任命

2号「令和7年度「学校運営協議会」委員の任命について」 9 その他 10 閉会の宣言	について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長：（教委議案第22号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第22号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 教育総務課：（南部地区教育委員会連合会定期総会について） 教育総務課：（北本市人権推進審議会委員の推薦について） 生涯学習課：（栄市民活動交流センターオープニングセレモニーについて） 学校教育課：（教育委員の学校訪問について） 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 — 特になし — 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会4月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和7年5月22日 教育長 宮尾 孝 署名委員 関根 枝子 書記 落合 元